

四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱

平成17年6月27日

告示第84号

(目的)

第1条 この告示は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）の規定に基づき市域に存する木造住宅の耐震診断に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、地震に対する住宅の安全性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「耐震診断」とは、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法若しくは精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき、木造住宅耐震診断事務所が実施することをいう。

2 この告示において「木造住宅耐震診断事務所」とは、愛媛県木造住宅耐震診断事務所名簿に登録されている市内の建築士事務所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる住宅を所有するもの（以下「所有者」という。）又は当該住宅を占有する者（所有者の同意を得たものに限る。）を含む。）で当該住宅の耐震診断を木造住宅耐震診断事務所に委託するものとする。ただし、市税等の滞納がある者及び四国中央市暴力団排除条例（平成23年四国中央市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者を除く。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建の住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）

(2) 構造が次に掲げる工法以外の木造住宅

ア 枠組み壁工法

イ 丸太組工法

ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3号の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

(3) 地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のもの

2 木造住宅耐震診断事務所は、前項の委託による耐震診断報告書の作成にあたっては、耐震診断結果について、市長が別に指定する評価機関の評価を受けなければならない。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
補助対象者が木造住宅耐震診断事務所に委託して実施する耐震診断に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額とし、5万円を限度とする。 (1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)

2 補助対象経費の範囲については、社会資本整備総合交付金交付要綱の定めるところによる。

(補助事業申込)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断に着手する前に、速やかに木造住宅耐震診断事業費補助金申込書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(補助内定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、補助金の内定の適否を決定したときは、木造住宅耐震診断事業費補助金内定通知書（様式第2号）又は木造住宅耐震診断事業費補助金不内定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更・取止め承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の内定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の内定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更し、又は取止めをしようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震診断事業変更・取止め承認申請書（様式第4号）により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震診断事業変更・取止め承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、補助金の交付を受けようとするときは、木造住宅耐震診断事業費補助金交付申請書（様式第6号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第9条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の適否を決定したときは、木造住宅耐震診断事業費補助金交付決定通知書（様式第7号）又は木造住宅耐震診断事業費補助金交付不決定通知書（様式第8号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により交付決定の通知を受けた補助事業者は、木造住宅耐震診断事業費補助金請求書（様式第9号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第13条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の実施について、不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月26日告示第181号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。ただし、第3条の改正規定(同条第1項第2号中「木造であること。」を「木造住宅」に改める部分を除く。)、第4条第1項の表の改正規定及び様式第1号の改正規定(「伝統構法住宅チェック票」を「市税等の完納を証する書類」に改める部分に限る。)は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までにこの告示による改正前の四国中央市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の四国中央市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱の様式により使用されている書類とみなす。
- 4 この告示による改正後の第3条の規定(同条第1項第2号中「木造であること。」を「木造住宅」に改める部分を除く。)、第4条第1項の表の規定及び様式第1号の規定(「伝統構法住宅チェック票」を「市税等の完納を証する書類」に改める部分に限る。)は、第3条の改正規定(同条第1項第2号中「木造であること。」を「木造住宅」に改める部分を除く。)、第4条第1項の表の改正規定及び様式第1号の改正規定(「伝統構法住宅チェック票」を「市税等の完納を証する書類」に改める部分に限る。)の施行の日以後に受理する申込みに係る補助金について適用し、同日前に受理した申込みに係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年4月1日告示第72号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、

告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の第4条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に実施する耐震診断（この告示による改正後の第2条第1項の耐震診断をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に実施した耐震診断については、なお従前の例による。
- 3 様式第1号の改正規定の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式第1号に規定する申込書は、この告示による改正後の様式第1号に規定する申込書とみなす。

附 則（平成30年3月30日告示第47号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
（四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱様式第1号の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施する耐震診断について適用し、施行日前に実施した耐震診断については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱様式第1号に規定する申込書は、同条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱様式第1号に規定する申込書とみなす。

附 則（令和2年3月31日告示第45号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条中四国中央市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱様式第1号の改正規定（「(3,000円/件又は9,720円/件)」を削る部分に限る。）は、告示の日から施行する。
（四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申し込む耐震診断について適用し、施行日前までに申し込んだ耐震診断については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月30日告示第51号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
（四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申し込む耐震診断について適用し、施行日前までに申し込んだ耐震診断については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに提出された第1条の規定による改正前の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱様式第1号に規定する申込書は、第1条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱様式第1号に規定する申込

書とみなす。

附 則（令和３年９月29日告示第156号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和３年10月１日から施行する。
（様式に関する経過措置）
- 2 この告示の施行の際、現にあるこの告示による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和７年３月 28 日告示第 72 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和７年４月１日から施行する。
（四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第１条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施する耐震診断について適用し、施行日前に実施した耐震診断については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに提出され、又は交付された第１条の規定による改正前の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱様式第６号、様式第８号及び様式第９号に規定する申請書、通知書及び請求書は、第１条の規定による改正後の四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱様式第６号、様式第８号及び様式第９号に規定する申請書、通知書及び請求書とみなす。

様式第1号 (第5条関係)

木造住宅耐震診断事業費補助金申込書

年 月 日

四 国 中 央 市 長

様

住所

申請者 氏 名

電話番号

四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて耐震診断の実施を申し込みます。

私は、四国中央市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないことを宣言し、必要とされる調査に同意し、協力するものです。

記

※ 太線枠内に記入してください。

住 宅 の 概 要	建物所在地		
	規 模	建て方	☐ 平屋建 ☐ 2階建
		延べ面積	m ²
	用 途	住宅以外の用途を、 ☐ 含む (m ²) ☐ 含まない (用途:)	
	建築年月日	年	月
木造住宅耐震診断 委託先事務所名	事務所名 : (TEL : () —)		
事業費見積り額	円		
添 付 図 書	☐ 附近見取図 ☐ 見積書 ☐ 外観写真 ☐ その他 () ☐ 登記簿謄本若しくは全部事項証明書又は固定資産課税明細書の写し ☐ 市税等の完納を証する書類		

申請者と所有者とが異なる場合に所有者が記入してください。

	所有者同意書
申請者	が耐震診断を実施することについて同意します。
	氏名

木造住宅耐震診断事業費補助金内定通知書

第 号
年 月 日

様

四国中央市長



四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第5条の規定により、貴殿より申込みのありました補助事業について、下記のとおり補助の内定を通知します。

記

受付番号・年月日	第 号 ・ 年 月 日
申込者名	
委託先事務所名	
補助金内定通知額	事業費 円 うち補助金 円

※補助事業の変更・取止めがあった場合は、速やかに木造住宅耐震診断事業変更・取止め承認申請書（様式第4号）を市長に提出してください。また、耐震診断実施後速やかに補助金交付申請の手続を行ってください。

木造住宅耐震診断事業費補助金不内定通知書

第 号
年 月 日

様

四 国 中 央 市 長



四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第5条の規定により、貴殿より申込みのありました補助事業について、下記の理由により補助の内定ができませんので通知します。

記

内 定 で き な い 理 由	
-----------------	--

木造住宅耐震診断事業変更・取止め承認申請書

年 月 日

四 国 中 央 市 長 様

住 所
申 請 者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金内定の通知があった耐震診断を変更・取止めしたいので、四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおりその承認を申請します。

記

住 宅 の 所 在 地	
申 請 の 内 容	
申 請 の 理 由	

木造住宅耐震診断事業変更・取止め承認通知書

第 号
年 月 日

殿

四 国 中 央 市 長



年 月 日付にて変更・取止め承認申請のあった耐震診断事業については、四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおりその申請を承認します。

記

住 宅 の 所 在 地	
変更・取止めの内容	

木造住宅耐震診断事業費補助金交付申請書

年 月 日

四 国 中 央 市 長 様

住 所
申 請 者 氏 名
電話番号

四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

※ 太線枠内に記入してください。

内 定 通 知 番 号 ・ 年 月 日		第 号 年 月 日
住 宅 の 概 要		所 在 地
耐 震 診 断	着 手 年 月 日	年 月 日
	完 了 年 月 日	年 月 日
補 助 金 交 付 申 請 額		円
添 付 図 書 (市 チ ェ ッ ク 欄)		☐ 木造住宅耐震診断結果報告書の写し ☐ 木造住宅耐震診断結果報告書チェックリスト ☐ 耐震診断に係る領収書の写し ☐ その他 ()

木造住宅耐震診断事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

四 国 中 央 市 長



年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震診断事業費補助金の交付については、下記のとおり決定したので、四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 交付年度	年 度
2 交付金額	円
3 交付の条件 および指示	(1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。 (2) この補助事業については、市長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。 (3) 四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第14条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。 (4) (3)により取り消した場合は、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。

※速やかに四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第10条に基づく請求を行ってください

木造住宅耐震診断事業費補助金交付不決定通知書

第 号
年 月 日

様

四 国 中 央 市 長



年 月 日付けで申請のあった木造住宅耐震診断事業費補助金の交付については、下記の理由により決定できませんので、四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

決定できない理由	
----------	--

木造住宅耐震診断事業費補助金請求書

年 月 日

四 国 中 央 市 長 様

住 所
申 請 者 氏 名
電話番号

下記のとおり交付決定を受けた、木造住宅耐震診断事業費補助金について、四国中央市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

記

交 付 決 定 年 月 日 交 付 決 定 番 号		年 月 日 第 号
請 求 額		円
補 助 金 振 込 先	金 融 機 関 名	☐ 本 店 ☐ 支 店
	預 金 種 別	☐ 普 通 ☐ 当 座
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	(ふりがな) 氏 名